## 規制影響分析書要旨

規制の名称		労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等		
主管部局·課室		職業安定局需給調整事業課		
関係部局・課室		_		
評価実施時期		平成20年10月		
規制の新設・改廃の内容・目的		派遣先に対する現行の法違反の是正等に係る勧告については、指導・助言の前置を要するため、例えば派遣先が法違反を繰り返したとしても、迅速に行政措置を加えることができない等の問題がある。このため、当該勧告の規定について、指導・助言の前置を要しないこととし、これにより派遣先の法令遵守担保措置の強化を図ることとする。また、適用除外業務への派遣受入れ等の場合において、その是正が派遣労働者の不利益とならないよう、労働契約の申込みを勧告することができるものとする等の措置を講ずる。		
		(根拠条文) -		
想定される代替案		違法派遣を行った派遣先に対し、罰金等の罰則を設ける。		
想定される費用		新設・改廃する規制案	代替案	
	(遵守費用)	法違反等がなければ勧告の対象とはならず、また、勧告を受けたことにより直接的に費用が生じるものではない。	法違反等がなければ罰則の対象とはならない。なお、罰金刑に処 せられた等の場合には当該罰金を支払う等の必要がある。	
	(行政費用)	派遣先の法違反等に対して迅速、的確な対処が可能となる。	捜査機関等、他の行政機関に係る費用が発生する。また、事業法である派遣法違反に対して、その事業内容の是正を事業当局が行わずに、法違反を律する観点から罰則を課すこととなり、罰則が確定するまでの間は法違反の是正が期待されないため、派遣労働者の保護にはつながらない。	
	(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	
	れる便益	新設・改廃する規制案	代替案	
	(派遣労働者への便益)	派遣先の法違反に対して迅速、的確な対処が可能となり、労働者 保護に資する。	違法派遣を行った派遣先に対する罰則が強化されることで、派遣 先の法令遵守が図られることから、派遣労働者の保護が期待され る。	
	(社会的便益)	法違反に対して迅速、的確な対処が可能となり、労働者派遣事業 の適正な運営の確保に資する。	_	
		新設する規制も代替案も、派遣先に対する法違反の抑止につながるが、代替案では、違法派遣を行った派遣先の法違反を律する観点からの対処となり、また、罰則が確定するまでの間は法違反の是正が期待されず、派遣労働者の保護にはつながらないため、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。		

有識者の見解その他関連事項	労働政策審議会建議「労働者派遣制度の改正について」(平成20年9月24日)において以下のとおり報告されている。
	<ul> <li>I 具体的措置について</li> <li>6 法令違反等に対処するための仕組みの強化について</li> <li>(2) 派遣先の法違反に対する是正措置の強化 勧告・公表に係る指導前置を廃止し、法違反を繰り返すなどの悪質な派遣先に対しては、より強力な是正措置を発動できるようにすることが適当である。</li> <li>(3) 労働者派遣事業の許可要件・欠格事由 許可取消しの手続が開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃れて再度許可をとることや、許可を取り消された法人等の役員が別の法人を設立して許可をとること等により、派遣元事業主が処分を逃れることのないよう、欠格事由に関する規定を整備することが適当である。</li> </ul>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。
備考	_